

令和 7 年 6 月 2 日

(提 出 令和 7 年 6 月 3 日)

五島市議会議長

片峰 亨 様

富江町只狩山周辺施設の維持管理に関する陳情書

陳情者

住 所

長崎県五島市富江町土取 930-1

氏 名

山崎 寿也

田橋 由基

伊賀 泰佑



連絡先(電話番号)

080-1745-8139



富江町只狩山周辺施設の維持管理に関する陳情

1 陳情の趣旨(なぜ陳情を提出するのかをお書きください。)

長年にわたり、富江町の只狩山周辺にある各施設（只狩山展望所、五島市狩立野外スポーツ広場、富江農村広場、富江テニスコート）は、近隣住民をはじめとする市民の憩いの場・レクリエーションの場として利用されてきました。

しかしながら、人口減少に伴う利用者の減少や施設の老朽化を背景に、すでに一部の施設においては市による維持管理の条例が廃止されています。例えば、令和3年4月には五島市狩立野外スポーツ広場条例が、令和6年4月には富江農村広場条例が廃止され、これらの施設は現在、利用が困難な状態となっています。

さらに、令和7年度には、五島市狩立野外スポーツ広場の公衆トイレや管理小屋等の撤去工事が計画されており、施設の完全な閉鎖に向けた取り組みが進められています。只狩山展望所や富江テニスコートは現時点では市の管理下にありますが、将来的には、他施設と同様に管理の縮小や廃止が進む可能性があると考えられます。

富江町では、子どもたちの遊び場の選択肢が減少しており、これは子育て世代が地域を離れる要因の一つとなっています。地域の魅力を維持し、住みよいまちづくりを進めるためにも、これ以上遊び場の選択肢を減らさないことが必要です。

加えて、只狩山やその周辺施設は、住民や富江町にゆかりのある方々にとって「思い出の地」であり、大切な心の資産です。これらを単に廃止するのではなく、継続的に利用できる選択肢を含めた維持管理の在り方について、市と住民が協力し、知恵を出し合うことが重要と考えます。

2 陳情項目(具体的に、何を実現してほしいのかお書きください。)

1.令和8年度に、五島市狩立野外スポーツ広場（人工芝スキー場）に公衆トイレを新設すること。

※令和7年度に予定されている撤去工事の跡地を活用した新設の検討を行う。

2.只狩山周辺の各施設（只狩山展望所、五島市狩立野外スポーツ広場、富江農村広場、富江テニスコート）が継続的に利用できるよう、維持管理の在り方について市が継続的に検討を行うこと。また、検討の過程において、市民の声を広く反映できる具体的な場を設けること。特に、影響の大きい富江地区の住民や関係団体の意見を積極的に取り入れる仕組みを構築すること。